

○文部科学省告示第百五十八号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十五年十二月十六日

文部科学大臣 下村 博文

<p>指定をした海外の美術品等 (以下「指定美術品等」とい う。)の名称</p>	<p>聖人のフリーズ(再制作)</p>	<p>羊飼いの歌</p>
<p>指定をした日</p>	<p>平成二十五年十二 月十五日</p>	<p>同右</p>
<p>指定の有効期間</p>	<p>平成二十六年六月 三十日まで</p>	<p>同右</p>
<p>指定美術品等を公開しようとする者 の氏名又は名称及び住所並びに法人 にあつては、その代表者の氏名</p>	<p>日本経済新聞社文化事業局 局長 栢 俊彦 東京都千代田区大手町一丁目三番七 号</p>	<p>同右</p>
<p>指定美術品等を公開する予定の施設の名称 及び所在地並びに指定美術品等を公開する 予定の期間</p>	<p>Bunkamura ザ・ミュージアム 東京都渋谷区道玄坂二丁目二十四番一号 平成二十六年一月二日から平成二十六年三 月九日まで 島根県立美術館 島根県松江市袖師町一丁目五番 平成二十六年三月二十日から平成二十六年 六月十六日まで</p>	<p>同右</p>